

区 分	内 容	負担者		摘 要
		指定管理 者	川崎市	
物価の変動	インフレ又はデフレによる変動に伴う経費	○	○	
事業の中止・延期	川崎市の責めに帰すべき損失		○	
	指定管理者の責めに帰すべき損失	○		
	自然災害（地震、風水害等）その他不可抗力による事業の中止、延期、その他の変更に伴う損失	協議事項		
事故・火災等	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故・火災等による負担	○		
債務不履行	川崎市の協定事項の不履行による損害		○	
	指定管理者の協定事項の不履行による損害	○		
管理運営費	年度協定締結後の管理運営コストの増大	○		
第三者への賠償	施設・設備の設計、構造上の瑕疵により与えた損害		○	
	指定管理者の故意、過失又は不作為により与えた損害	○		保険の加入
	その他、上記以外で疑義が生じた場合	協議事項		
苦情、要望、訴訟	指定管理者の管理運営上の苦情、要望、訴訟等の対応	○		
事前準備・事後処理	指定管理者の指定期間前準備及び指定期間終了後の事後処理に係る経費	○		

川崎市入江崎余熱利用プールにおける川崎市と指定管理者の責任分担について

川崎市入江崎余熱利用プール指定管理者募集要項別表 1、及び川崎市入江崎余熱利用プール指定管理者業務仕様書別紙 5 に規定する「事業の中止又は延期」により「川崎市の責めに帰すべき損失」の川崎市の負担については、次により取り扱うこととする。

区 分	川 崎 市 の 負 担						備 考
	休業期間	施設及び設備の復旧	管 理 委 託 料				
			人 件 費	事務費・物件費	電気・水道料	間接経費	
施設及び設備の老朽化、設計及び構造に起因して発生した損失	1 か月未満の休業の場合	全 額	全 額			全 額	
	1 か月以上 3 か月未満の休業の場合		○施設の管理責任者及び維持管理に必要な職員分の全額 ○その他の人員分は原則として負担しない				
	3 か月以上 6 か月未満の休業の場合		○施設の管理責任者及び維持管理に必要な職員 1 名、計 2 名 分の全額 ○プール配属社員 の 6 割 相当額	○直接必要経費の全額 【詳細は協	○使用料金の全額（概算払額精算）	○営業月数相当額	○管理委託料の精算 ○詳細については指定

		<p>○その他水【議】 泳 教室等（修繕費は に従 事概算払額精 する 臨時算） 職員分は負 担しない。</p>				管理者と協 議
	6 か月以 上 1 2 か月 未満の休 業の場合					
	1 2 か月 以上の休 業の場合 （年度を またがる 場合）	○施設の管 理 責任 者 1 名の全 額				
	1 会計年 度単位の 休業の場 合		○直接必要 経費の全額	○使用料金 の全額	○年間経費 の 1 割相当 額	○詳細につ いては指定 管理者と協 議
自然災害（地 震、風水害等） その他不可抗 力による事業 の中止、延期、 その他の変更 に伴う損失	上記の「施設及び設備の老朽化、設計及び構造に起因して発生した損失」 に準じ、 指定管理者との協議によることとする。					